平成２６年（フ）第１号
広島県庄原市東城町川西499番地３
債務者　毛利　　仁
１　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２号
広島県庄原市東城町川西499番地３
債務者　毛利　友江
１　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５号
山形県南陽市宮内346番地の18
債務者　那須由美子
１　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６４号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目12番50号　ファミール一ノ割101号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区21棟501号
債務者　白鳥　弘一
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形204番地３
債務者　山口　昌広
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１６３号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区４棟202号
債務者　白井　紀子
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９７号
千葉市若葉区桜木８丁目10番52号コウノダイハイツ101号
債務者　豊田　　聡
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９８号
千葉市若葉区桜木８丁目10番52号コウノダイハイツ101号
債務者　豊田　朱美
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
千葉県八千代市勝田台北３丁目５番13号　ジュネパレス村竹203号
債務者　玉川　晴佳
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目17番地２　グリーンハイツＡ―202号
債務者　伊原百合子
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
千葉県船橋市本町７丁目21番24―103号
債務者　中村　三徳
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
奈良市四条大路１丁目５番10号　コーポラス東Ｂ棟101号
債務者　惠　　薫
１　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
和歌山県新宮市橋本２丁目７番13号
債務者　丸山　加代
１　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２４６７号
札幌市豊平区福住１条７丁目２番１号　第２ミツグマンション202号
債務者　小泉　誠志
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６８号
札幌市豊平区福住１条７丁目２番１号　第２ミツグマンション202号
債務者　小泉榮美子
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８７号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番７―402号
債務者　溝口　雄広
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０９号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―402号
債務者　松嶋　千里
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３４号
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番７―105号
債務者　渡部　由佳（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部